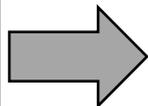


高額介護（予防）サービス費

1か月に支払った自己負担額が上限額を超えた場合に、超えた分が払い戻される制度です。

●令和3年7月利用分まで

所得区分	上限額 (世帯合計)
現役並み所得相当の方が同じ世帯にいる方	44,400円
住民税課税されている方が同じ世帯にいる方	44,400円
世帯全員が住民税非課税の方	24,600円
合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円以下の方	24,600円 (個人)15,000円
生活保護を受給している方等	15,000円



●令和3年8月利用分から

所得区分	上限額 (世帯合計)
年収約1,160万円以上の方	140,100円
年収約770万円～約1,160万円未満の方	93,000円
年収約380万円～約770万円未満の方	44,400円
住民税課税されている方が同じ世帯にいる方	44,400円
世帯全員が住民税非課税の方	24,600円
合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円以下の方	24,600円 (個人)15,000円
生活保護を受給している方等	15,000円

※介護保険給付対象外の費用（食費、居住費、クリーニング等）については、自己負担額に含みません。

※介護サービス費が支給限度基準額を超えた場合、超えた分は自己負担となります。